

# 那霸市立学校適正配置基本方針

平成18年3月  
那霸市教育委員会

# 目 次

## はじめに

1	学校適正配置の基本的考え方	1
2	学校を取り巻く教育環境	1
(1)	児童生徒数・学校数の推移	1
(2)	児童生徒数・学級数の学校間格差	2
(3)	学校改築・管理運営	3
3	学校の適正規模	4
4	学校の適正配置	6
(1)	小規模校及び大規模校への対応	6
(2)	通学区域の変更	7
(3)	学校の分離	8
(4)	学校の統合	8
5	今後の進め方	10
(1)	適正配置により生じた財源活用・学校跡地利用	10
(2)	適正配置計画の策定	10

## 付属資料

1	会議開催経過	11
2	学校別児童数・学級数の推計	12
3	学校別生徒数・学級数の推計	13
4	適正規模等に関する学校長意識調査集計結果	14
5	学校規模別のメリット・デメリットに関する意識調査のまとめ	15
6	小中学校建設経過一覧表	17
7	小中学校指定通学区域図	19
8	那覇市教育行政運営ビジョン	21

## はじめに

近年における全国的な少子化傾向のなか、本市においても児童生徒数は減少していく傾向にあります。特に中心市街地における人口の周辺市街地への移動によるドーナツ化現象は顕著で、児童生徒数と学級数において学校間格差が生じています。

本市教育委員会では、これらの課題を教育的観点から見過ごすことができないものとして、平成14年6月に「那覇市立学校適正規模等審議会」を設置して、市立学校の適正規模、適正配置及び通学区域について諮問し、平成15年9月に答申を得ることができました。

答申においては、「学校の適正配置を図り、適正規模を実現することは、児童生徒のよりよい学習環境を整備するうえで必要なことである。なかでも、学校の統廃合は、学校、児童生徒及び地域にとって重大な問題であり、慎重に対処しなければならない。

ますます少子化が進行する中、当面考えられるあらゆる施策を講じて、なお適正規模を維持できない場合や適正配置を考えると、学校の統廃合もやむを得ないものとする。

学校の統廃合についてのきめ細かい取り組みについては、専門性の高い問題であり、新たな検討機関を早急に設け、市民の理解を得ながら進める必要がある。」とする提言がありました。

本市教育委員会においては、答申を尊重し、学校の適正配置に関する方針及び計画、その他学校の適正配置に関し必要な事項について調査検討するため、平成17年5月に「那覇市立学校適正配置検討委員会」を設置し、学校の適正規模・適正配置等計画の策定・推進を掲げた「那覇市教育行政運営ビジョン」（平成14年7月に本市の目指す教育行政運営の基本的方向性を示したもの。別紙付属資料参照）の方向性をも踏まえて、このたび那覇市立学校適正配置基本方針をまとめました。

# 那覇市立学校適正配置基本方針

## 1 学校適正配置の基本的考え方

本市は、戦後の急激な人口膨張に伴う児童生徒の増加に対応して、学校の新設を急ピッチで進めてきました。その結果、現在では小学校 36 校、中学校 17 校を設置しています。

しかしながら、児童生徒数は、少子化の影響により、ピーク時の約 6 割まで減少しています。また、人口のドーナツ化現象により、中心市街地と周辺市街地では、児童生徒数、学級数において学校間の格差が広がっています。

本市が抱える学校間格差の課題について、那覇市立学校適正規模等審議会(以下「審議会」という。)からは、「学校は、校長・教員等の人的条件と校地・校舎等の物的条件が整備され、適正規模が維持されることによって、その機能を十分発揮することができるものである。したがって、教育行政はこのような人的条件及び物的条件を整備するとともに、学校の適正規模化を図らなければならない。」とする答申が示されております。

教育行政に関する物的条件の現状をみると、現在、老朽化が進行している校舎・体育館が多数ある他、老朽化に至らないまでも施設維持に改修が必要な物件も多数あり、学校の施設整備が急務となっていますが、本市の厳しい財政事情から、これら施設整備への財政的対応は容易ではありません。

本市教育委員会は、審議会の答申を尊重し、次代を担う子どもたちのより良い学習環境を整備するためには、より一層の創意ある学校運営が推進されるとともに、適正規模の学校が適正に配置される必要があると考え、市民の理解と協力を得て、学校の適正配置を進めていきます。

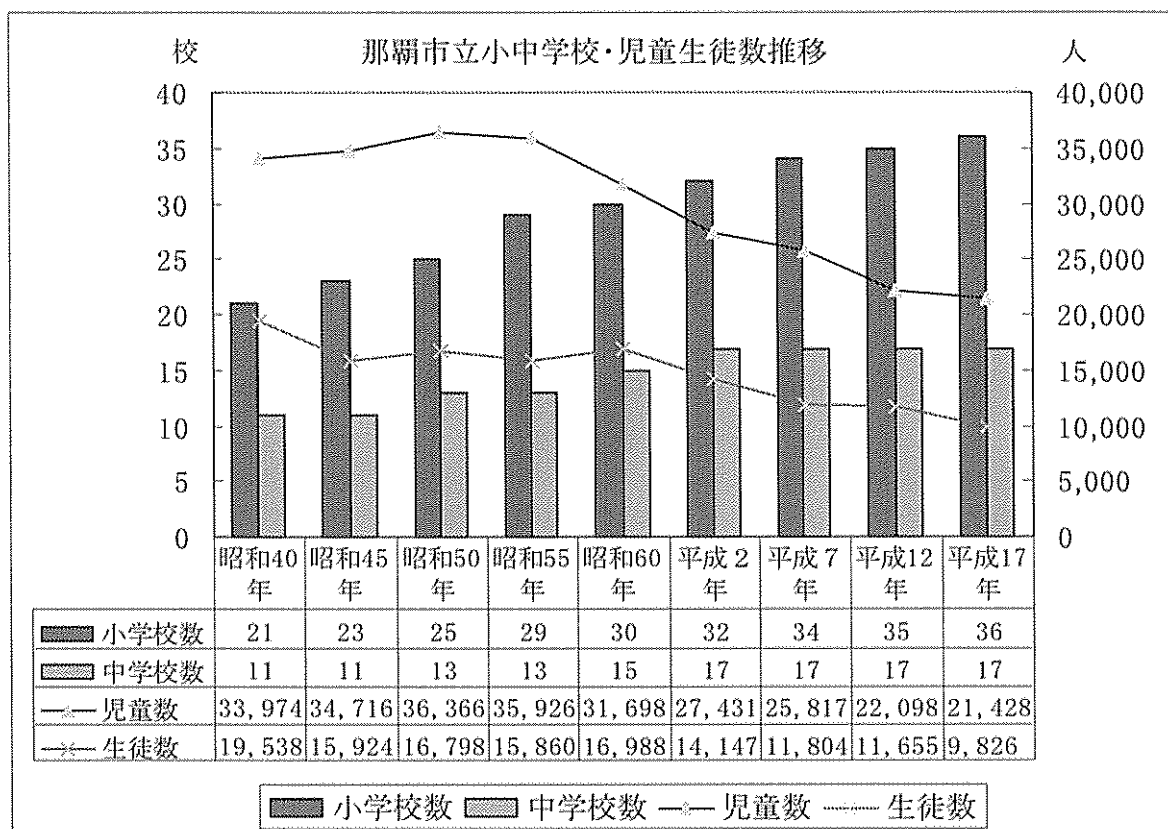
## 2 学校を取り巻く教育環境

### (1) 児童生徒数・学校数の推移

市立小学校の児童数は、図一1のとおり、昭和50年の36,366人をピークに減少し始め、平成17年は21,428人とピーク時の約40パーセントの減少となっています。市立中学校の生徒数は、昭和40年の19,538人をピークに減少し始め、平成17年は9,826人とピーク時の約50パーセントの減少となっています。近年の児童生徒数の推移は、少子化の影響により減少の一途をたどり、今後も減り続ける傾向にあります。

また、市立小学校の学校数は、昭和40年の21校に対して、平成17年の36校と15校増加しています。市立中学校の学校数は、昭和40年の11校に対して、平成17年の17校と6校増加しています。

図一1 (平成 17 年 5 月 1 日現在)



(2) 児童生徒数・学級数の学校間格差

ア 児童生徒数、学級数の学校間格差

平成 17 年度の学校規模（特殊学級を除く。）の格差については、児童数において、最も小さい小学校が 194 人、最も大きい小学校が 1,066 人で約 5.5 倍、学級数において、最も小さい小学校が 7 学級、最も大きい小学校が 30 学級で約 4.2 倍の格差が生じています。

また、生徒数において、最も小さい中学校が 386 人、最も大きい中学校が 851 人で約 2.2 倍、学級数において、最も小さい中学校が 12 学級、最も大きい中学校が 23 学級で約 2 倍の格差が生じています。

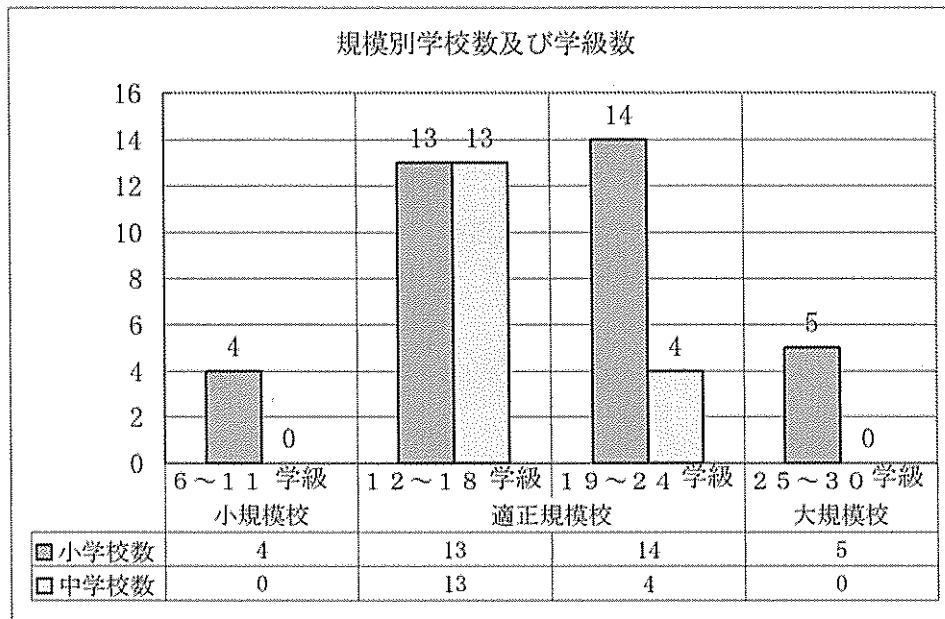
表一1 (平成 17 年 5 月 1 日現在)

	児童生徒数			学級数		
	最小校	最大校	格差	最小校	最大校	格差
小学校	194	1,066	5.5	7	30	4.2
中学校	386	851	2.2	12	23	2

イ 小中学校の学校規模

市立学校の平成 17 年度における学校規模（特殊学級を除く。）については、図一2 のとおり、小学校 36 校のうち、適正規模校 27 校、小規模校 4 校、大規模校 5 校となっています。中学校では 17 校全てが適正規模校となっています。

図一 2 (平成 17 年 5 月 1 日現在)



※【適正規模校】：学校教育法施行規則第 17 条(第 55 条で中学校に準用)  
義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第 3 条

### (3) 学校改築・管理運営

#### ア 学校改築計画

学校施設においては、現在、老朽化が進行し、概ね 30 年を経過した校舎・体育館が小学校で 10 校、中学校で 5 校、他にも施設維持に必要な改修物件が多数あり、円滑な学校施設整備が急務となっています。

しかし、本市の財政難及び国の三位一体改革に伴う補助金削減等の影響により、学校改築計画に支障をきたし、学校施設整備費の捻出が課題となっています。ちなみに、那覇市・教育委員会一般会計予算は図一 3 のとおりです。

#### イ 学校改築・管理運営費

学校の老朽化などに伴う改築や学校の維持管理運営費は、次のような積算額となっています。

##### ① 学校改築費(小中学校のこれまでの学校改築概算費用)

20 数億円/校

※公立学校施設整備費国庫補助対象補助率

義務教育諸学校施設費国庫負担法 3 分の 1

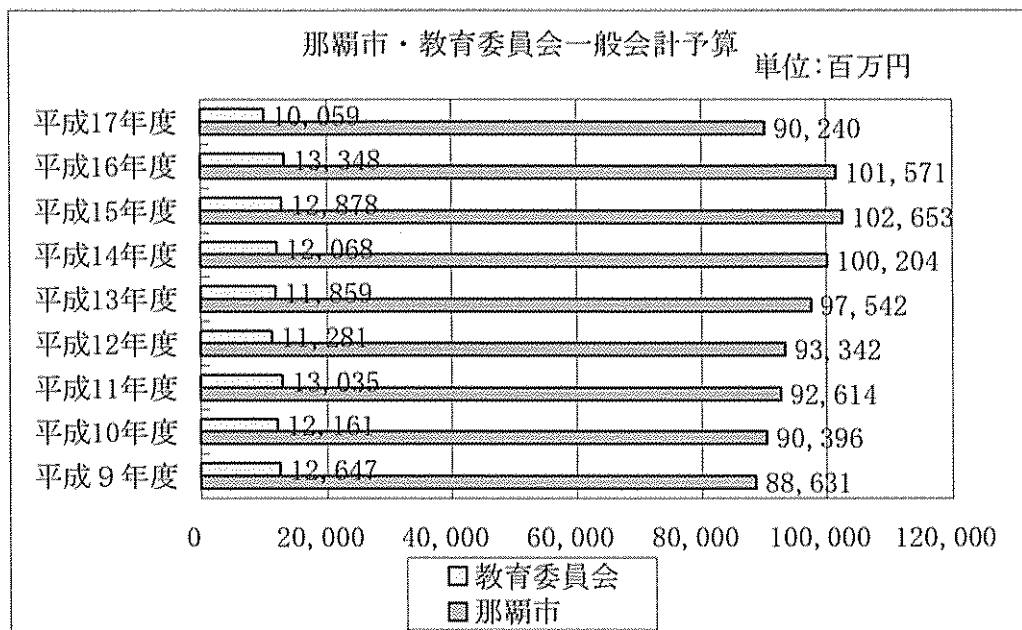
(沖縄振興特別措置法 10 分の 7.5 沖縄振興計画の計画期間は平成 14 年度から平成 23 年度までの 10 カ年)

##### ② 学校維持管理運営費(平成 15 年度予算)

小学校 5,500 万円/校

中学校 6,600 万円/校

図一 3



### 3 学校の適正規模

学校が望ましい集団生活をとおして、豊かな人間性や社会性の育成を目指すことは大切なことです。現在、少子化が進行しているなか、教育効果を高めるために、子どもたちにとってより望ましい教育環境を整えるという観点から、適正な学校規模の検討が求められています。

そこで、本市教育委員会は、審議会を設置し、市立学校の適正規模等について諮問を行い、答申(平成15年)を受けました。

審議会からは、本市における児童生徒の保護者や学校長等に対するアンケートの結果、学校現場の視察、学級編制の制度的な仕組み、文部科学省の学級編制の一層の弾力化等を踏まえ、次のとおり提言がなされました。

本市教育委員会では、学校の適正規模化について、答申の提言を尊重し、国・県の動向を踏まえその推進に努めます。

#### 答申概要 (那覇市立学校適正規模等審議会 平成15年9月)

##### 1 小規模校及び大規模校の特性

###### (1) 小規模校

###### ア 児童生徒の育成

家庭的な雰囲気、個に応じた指導が容易である。反面、学級編成替えが困難であることから児童生徒間でお互いの評価が固定化される面もある。また、児童生徒が希望するクラブや部活動の設置が出来ないこともある。

#### イ 教職員の立場

配置される教員数が少なく、一人の教員の負担が大きくなったり、学年会や教科会の組織化を図ることが困難な場合がある。

### (2) 大規模校

#### ア 児童生徒の育成

児童生徒間の切磋琢磨があり、多様な学習活動の活性化が図られ、他の学級の良さに刺激され向上心が高まることがある。しかし、人間関係の広がりはあるが希薄になりがちで、児童生徒と全教職員がお互いを知ることが難しいこともある。

#### イ 教職員の立場

教職員間の意志疎通や共通理解を得ることが難しかったり、学年の学級数が多くて学校の施設整備がこれに対応できず授業に支障をきたすこともある。さらに、学校行事などの運営や安全管理上の問題を抱えている場合もある。

## 2 適正規模についての基本的な考え方

### (1) 児童生徒の育成の観点から

心身ともに健やかで、たくましく生きる青少年を育成するため、生活集団としての学級、学年の規模は児童生徒の育成にとって大切である。

### (2) 教授・学習組織の充実の観点から

「特色ある学校づくり」の取り組みや学力向上対策の確実な実効性を図るためには、複数の教員による教材研究や共同研究などで教員集団としての力量を高めることのできる教育環境が必要である。

### (3) 学校経営の観点から

学校は、児童生徒によりよい教育内容を与えることが使命である。学校経営で、各学校が教育の目標を定め、その具現化を図るうえでは、1学校の児童生徒数や教職員の配置状況それに施設設備の在り方は大きな影響を与えるものとする。

## 3 本市における適正規模

### (1) 1学級の児童生徒数

学級には、生活集団としての性格と学習集団としての性格がある。学級（生活集団）の規模は、30人が望ましい。ただし、当面は35人を上限とする。



(2) 1学年及び1学校の学級数

学級の望ましい規模は、原則として以下のとおりとする。

	小学校	中学校
1学年	2～4学級	4～8学級
1学校	12～24学級	12～24学級

(3) 1学校の児童生徒数

1学校の児童生徒数は、原則として以下のとおりとする。

360人(30人×12学級)～840人(35人×24学級)

#### 4 学校の適正配置

学校の適正配置については、市街地形態や学校と地域の関係等にも配慮しつつ、次代を担う子どもたちの「生きる力」が育つよう、より良い学習環境を整備し、充実した学校教育を提供するため、適正規模の学校を適正に地域に配置する必要があります。さらに、適正配置は将来の児童生徒数の推移や、本市の都市計画状況及び教育環境などを見据えながら取り組むことが求められます。

学校の適正規模化に向けた適正配置の具体的な方法として、『通学区域の変更』及び『学校の統合・分離』が考えられます。

近年、ますます少子化が進行する中、前述のように本市の学校を取り巻く教育環境は、児童生徒数・学級数の学校間格差が生じるなど、適正規模の確保が困難な状況にきています。適正な学校配置については、通学区域の変更に加えて、学校の統合・分離を視野に入れた検討が必要と考えられます。小規模校、大規模校の具体的な解消に向けては、以下の考え方を基本に取り組みます。

(1) 小規模校及び大規模校への対応

ア 適正規模を下回る小規模校

小規模校の適正配置については、通学区域の変更や学校の統合により、学校適正規模を確保することを基本とします。まず、隣接校との通学区域の変更について検討を行い、通学区域の変更だけでは、安定的に適正規模が確保できない場合には、学校統合についての対象とします。

具体的には、隣接する小規模校と小規模校、隣接する小規模校と適正規模校の統合による適正規模の確保に努めます。

イ 適正規模を上回る大規模校

大規模校の適正配置については、通学区域を変更再編することにより学校の適正規模の確保に努めます。

通学区域の変更だけでは、安定的に適正規模が確保できない場合には、分離校の整備等を視野に入れて検討することとします。

#### ウ 共通事項

- ① 通学区域の変更は、対象となる学校と周辺隣接校の施設状況等を考慮して進めます。
- ② 学校の適正規模を前提とする通学区域の弾力化のひとつとして、隣接校選択制を実施します。
- ③ 通学区域の変更は、隣接校の児童生徒数、通学路の安全、学校と地域との関係等に配慮します。

#### (2) 通学区域の変更

学校の適正規模化に向けた適正配置の具体的な方法としては、通学区域の変更を検討します。通学区域の変更は、児童生徒が就学するうえで著しい負担を与えないことを基本とします。通学区域の変更にあたっては、適正規模校以外の学校を重点的に、本市の通学区域設定の基本的な考え方を踏まえ検討します。

通学区域の変更は、関係する保護者や地域の皆さんに周知を図るとともに、説明会等を開催し、理解を得て進める必要があります。

※ 本市の通学区域設定の基本的な考え方は次のとおりです。

- ① 通学距離が現行に比べて極端に長くないこと。
- ② 通学の安全性に配慮すること。
- ③ 通学路が他校の通学区域を横断することを避けること。
- ④ 隣接校に極端に近い区域の変更を避けること。
- ⑤ 原則として、道路・河川・町字界及び地形等で区分すること。

#### ア 通学区域の変更対象校

通学区域の変更にあたっては、小規模校及び大規模校とその隣接校の学校を主な対象とします。この場合の対象校は、児童生徒数、学級数の推計及び今後の傾向を踏まえることとします。

#### イ 通学区域変更の考え方

本市の通学区域の変更については、指定校とそれ以外の学校との通学距離がほとんど変わらないこと、あるいは隣接校が指定校より近いケースなどについて、適正な学校規模を確保する目的で検討します。

#### ウ 通学区域と通学距離

通学区域の変更については、児童生徒の適切な通学距離、通学時間、通学の安全性等に配慮します。

通学距離については、児童生徒にとって著しい負担にならないよう配慮することを基本に、本市の通学区域設定の基本的な考え方を踏まえ、原則として小学校1 k m以内、中学校2 k m以内を目安として通学路の安全確保に努めます。

### (3) 学校の分離

学校の適正配置を図り、適正な学校規模を確保することは、子どもたちのよりよい学習環境を整備するうえで必要なことです。

学校の分離については、これまでの学校設置の経緯等を踏まえ、次のとおり学校分離の基準、方法等に基づき検討します。

学校の分離を進めるにあたっては、学校用地の位置選定、用地確保、通学区域の変更等について、対象校の保護者及び地域住民の理解と協力を得ることが大切であり、実施に向けては、説明会等を開催し、共通理解を図る必要があります。

#### ア 学校分離の基準

学校の分離については、児童生徒数・学級数の推計及び今後の傾向、並びに少子化に伴う児童生徒数の減少傾向を考慮したうえで、通学区域の変更だけでは改善が図られない場合、将来的に31学級以上の見込みのある学校を対象とします。

#### イ 学校分離の方法

学校の分離については、長期的な視野に立ち、母体校をはじめ隣接する学校を含めて、分離校の適正な配置により適正な学校規模を確保することとします。

#### ウ 分離校の設置

分離校の設置にあたっては、狭隘かつ過密な市域におけるこれまでの学校設置の経緯等を踏まえ、課題となる学校用地の位置選定、用地確保等について慎重に検討することとします。

#### エ 通学区域と通学距離

学校の分離に伴う通学区域の設定については、児童生徒の適切な通学距離、通学時間、通学の安全性等に配慮します。

通学距離については、児童生徒にとって著しい負担にならないよう配慮することを基本に、本市の通学区域設定の基本的な考え方を踏まえ、原則として小学校1 k m以内、中学校2 k m以内を目安として通学路の安全確保に努めます。

### (4) 学校の統合

学校の適正配置を図り、適正な学校規模を確保することは、子どもたちのよりよい学習環境、充実した学校教育を図るために必要なことです。

適正配置を進める際の留意点としては、「地域住民の理解」「児童生徒の生活圏(交友関係・遊び場等)」「通学距離・通学時間・通学路の安全性」「施設設備等の改善」等に配慮して行う必要があります。

学校の統合を進めるにあたっては、対象校の保護者及び地域住民に対し、統合による教育的効果の理解と協力を得ることが大切であり、関係する保護者や地域の皆さんに周知を図るとともに、実施に向けては説明会等を開催し、学校の適正配置の必要性について、共通理解を図る必要があります。

#### ア 統合対象校の基準について

将来的に児童生徒数の確保が困難な場合として、小中学校ともに、11 学級以下の小規模校を対象とします。

この場合の 1 学級の人数は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」第 3 条第 2 項の規定に基づき「40 人」を基準としています。

#### イ 統合の方法

統合対象校は、長期的な視野に立ち、隣接する小規模校と小規模校、隣接する小規模校と適正規模校の統合により適正規模を確保することとします。

この場合、お互いに対等な関係で統合することを基本として、例えば、新設校の名称等は、統合対象校の関係者等で協議会を設置して協議していきます。

#### ウ 新設校の設置及び施設整備

統合による新設校の設置場所は、原則として、統合対象校のいずれかの校地・校舎を有効活用していくこととし、対象校の位置関係や校地面積、施設設備等の経過年数・改築計画や教室数、地域社会との関わりなど諸要件を総合的に判断し決定します。

#### エ 通学区域と通学距離

新設校の通学区域の設定については、統合対象校の通学区域を合わせた区域を基本とし、児童生徒の適切な通学距離、通学時間、通学の安全性等に配慮します。

新設校までの通学距離については、児童生徒にとって著しい負担にならないよう配慮することを基本に、本市の通学区域設定の基本的な考え方を踏まえ、原則として小学校 1 k m 以内、中学校 2 k m 以内を目安として通学路の安全確保に努めます。

#### オ 学校交流事業の実施

統合対象校については、子どもたちが新しい教育環境に順応できるよう、交流事業を積極的に支援します。

具体的には、学校相互間の行事等や学習面での事前交流の実施、クラス編成への配慮、心身のケアのためスクールカウンセラーの活用など人的配置に努めます。

#### カ 協議会等の設立

統合する学校については、保護者及び地域関係者の一定の理解を得た後、統合

対象校の関係者の意見が反映できるよう協議会等を設置し、新たな教育環境の整備として統合までに検討・計画・準備しなければならない事項等について協議していきます。

## 5 今後の進め方

### (1) 適正配置により生じた財源活用・学校跡地利用

「那覇市教育行政運営ビジョン」において、教育行政運営に関しては自助努力等、ビジョン実現に必要な経営資源の捻出・還元を積極的に推進することが示されており、適正配置により生じた財源は、可能な限りよりよい教育環境の整備及び学校教育の充実を図るために活用します。

また、廃止する学校の建物・敷地の跡地利用は、市民の意見を踏まえ、地域及び全市的な観点から活用を検討します。

### (2) 適正配置計画の策定

この方針に基づく適正配置は、学級編成基準や児童生徒数の動向等を踏まえ、適正配置計画を策定して進めていきます。適正配置計画は、5年ごとの年次計画として策定します。

## 会議開催経過

### 那覇市立学校適正配置検討委員会の開催経過

	開催日時	検 討 項 目
第 1 回会議	平成17年 5 月 16 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校適正配置計画検討項目について</li> <li>2 学校適正配置計画策定スケジュールについて</li> </ol>
第 2 回会議	平成17年6月3日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 先進都市における学校適正配置方針について</li> <li>2 那覇市における学校適正配置方針について</li> </ol>
第 3 回会議	平成17年6月29日	那覇市立学校適正配置基本方針（素案）について
第 4 回会議	平成17年7月13日	那覇市立学校適正配置基本方針（素案）について
第 5 回会議	平成17年7月22日	那覇市立学校適正配置基本方針（素案）について
第 6 回会議	平成17年12月19日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 那覇市立学校適正配置基本方針（素案）に関する市民意見について</li> <li>2 「那覇市民意見提出制度」に基づく市民意見の公表日程について</li> </ol>
第 7 回会議	平成18年1月30日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「那覇市民意見提出制度」に基づく当面スケジュールについて</li> <li>2 市民意見と市教育委員会の考え方について</li> </ol>
第 8 回会議	平成18年2月13日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民・団体意見と市教育委員会の考え方・対応</li> <li>2 那覇市立学校適正配置基本方針素案（修正案）</li> </ol>
第 9 回会議	平成18年2月22日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民・団体意見と市教育委員会の考え方・対応</li> <li>2 那覇市立学校適正配置基本方針素案（修正案）</li> </ol>
第10回会議	平成18年3月8日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民・団体意見と市教育委員会の考え方・対応</li> <li>2 那覇市立学校適正配置基本方針素案（修正案）</li> </ol>

# 学校別児童数・学級数の推計

児童数  
学級数

※特殊学級を除く

平成 学校名	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
1 安 謝	576 17	650 19	731 22	775 23	686 20	688 22	744 22	774 22	801 24	850 24	901 25
2 城 東	654 19	626 19	628 20	630 20	615 19	591 18	566 18	571 18	558 18	556 18	566 18
3 城 北	759 24	758 24	770 23	767 23	735 22	738 22	717 21	723 21	685 20	660 19	668 19
4 城 西	807 23	814 24	798 24	768 24	748 23	736 21	705 20	683 21	645 20	611 18	590 17
5 城 南	565 17	547 17	525 16	528 17	510 17	508 16	493 15	489 14	497 16	459 15	433 14
6 真嘉比	265 10	275 11	271 12	282 12	242 11	226 9	231 9	234 9	242 9	246 10	263 11
7 泊	809 24	799 24	801 24	780 24	795 24	788 24	793 24	798 24	773 23	761 23	751 22
8 大 道	551 18	521 16	485 14	472 14	483 15	498 17	505 17	510 16	516 16	510 17	486 16
9 松 川	752 21	711 20	701 19	669 19	654 19	594 18	575 18	558 18	522 17	525 17	507 17
10 識 名	783 23	787 22	756 22	777 23	789 23	774 22	798 23	784 23	804 24	795 23	767 22
11 壺 屋	224 9	225 8	222 8	212 7	194 7	180 7	167 6	166 6	159 6	149 6	157 6
12 若 狭	522 16	532 17	505 16	511 16	504 16	473 15	460 15	443 13	414 14	401 13	374 12
13 前 島	335 12	287 10	288 11	295 11	276 12	286 11	285 11	288 11	287 11	276 11	279 12
14 久茂地	294 11	279 12	273 11	267 10	236 9	217 8	223 9	220 9	210 8	198 6	194 6
15 神 原	578 17	546 16	542 16	534 16	494 14	507 16	489 16	475 15	460 14	410 13	398 13
16 真和志	674 19	667 19	658 19	647 20	649 19	618 19	583 17	577 17	532 17	509 17	497 17
17 与 儀	573 17	538 17	562 17	541 18	513 17	499 17	490 16	475 15	447 14	430 13	448 13
18 城 岳	675 20	654 19	624 18	615 19	610 20	642 19	611 19	616 19	619 19	615 19	584 18
19 天 妃	602 18	563 18	547 18	540 18	547 18	552 18	547 18	553 17	554 18	558 18	529 17
20 開 南	473 15	434 14	429 13	403 13	415 14	404 14	379 12	409 12	381 13	399 12	392 13
21 垣 花	314 11	328 12	301 11	294 11	310 12	302 11	305 11	303 12	301 11	310 11	301 11
22 小 禄	465 13	483 16	478 15	447 13	429 14	418 13	408 13	389 12	384 12	387 12	384 12
23 高 良	945 27	920 26	976 28	954 28	964 28	943 27	941 26	950 26	959 26	946 27	950 26
24 宇栄原	544 17	535 17	565 18	553 18	558 18	548 18	537 17	523 15	514 16	507 16	501 16
25 松 島	862 24	885 25	951 26	998 28	797 24	820 24	790 23	795 23	757 22	734 21	690 20
26 古 蔵	908 25	907 26	914 26	921 27	908 27	892 24	891 24	873 24	856 24	858 24	885 25
27 上 間	833 24	812 24	788 24	777 24	751 23	708 21	715 21	724 20	719 20	738 21	778 22
28 大 名	296 12	283 12	280 11	270 11	268 11	277 11	271 11	284 12	283 12	275 11	264 10
29 石 嶺	883 25	877 25	884 25	880 25	860 25	861 24	852 24	831 24	849 24	851 24	830 24
30 仲井間	672 19	625 18	639 19	648 20	670 21	696 20	714 21	757 22	769 23	789 24	826 24
31 金 城	1,121 31	1,087 29	1,122 31	1,074 31	1,066 30	1,060 30	1,017 29	983 28	949 27	934 25	925 25
32 曙	428 12	410 12	402 12	371 12	369 12	356 12	367 12	361 12	367 12	390 12	389 12
33 小禄南	719 21	754 22	783 23	810 25	827 25	868 24	899 25	919 25	941 26	927 26	963 27
34 真 地	596 18	570 17	594 18	587 18	596 19	579 18	582 18	588 18	581 18	571 18	561 18
35 さつき	654 20	670 21	671 21	684 21	696 21	705 21	706 20	707 20	717 21	722 21	719 20
36 銘 苅					522 17	585 17	659 19	750 21	805 22	864 25	881 25
合 計	21,711 649	21,359 648	21,464 651	21,281 659	21,286 666	21,137 648	21,015 640	21,083 634	20,857 637	20,721 630	20,631 625

# 学校別生徒数・学級数の推計

生徒数  
学級数

※ 特殊学級を除く

平成 学校名	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
1 安 岡	579	577	525	537	531	592	559	595	591	609	640
	16	16	14	14	15	17	15	17	17	17	17
2 首 里	950	936	916	889	851	831	814	778	777	763	746
	25	24	24	24	23	22	22	21	21	21	20
3 真和志	624	576	527	461	423	415	406	404	385	387	389
	17	16	14	13	12	12	12	12	12	12	12
4 石 田	616	601	573	557	532	557	556	577	541	532	520
	18	16	15	15	15	16	16	16	15	15	15
5 那 覇	859	818	764	729	703	704	700	668	668	670	680
	23	22	20	19	19	19	18	18	18	18	18
6 上 山	634	621	596	567	509	473	474	486	493	483	512
	18	16	16	16	14	13	13	14	14	14	14
7 神 原	446	421	398	400	402	373	362	327	318	321	283
	13	12	12	12	12	11	10	9	9	10	8
8 寄 宮	716	696	706	675	650	644	632	621	602	579	569
	20	19	19	18	18	18	18	17	17	16	16
9 古 藏	801	796	722	688	636	660	683	694	674	661	650
	21	21	20	19	18	18	19	18	18	18	18
10 小 禄	840	809	791	764	749	803	772	816	811	857	868
	22	22	22	21	21	21	20	22	22	24	24
11 松 島	559	572	559	567	556	563	582	566	573	587	635
	16	16	15	15	15	15	15	15	15	17	18
12 城 北	461	462	443	444	429	438	434	450	451	445	431
	12	13	12	12	13	13	12	12	12	12	12
13 鏡 原	618	594	574	588	579	576	569	594	623	628	654
	17	17	16	16	16	16	15	17	18	18	18
14 松 城	540	460	422	376	386	391	401	407	401	392	375
	15	14	13	11	12	12	12	12	12	12	11
15 仲井真	597	570	544	539	536	567	554	531	556	573	630
	16	15	15	14	15	15	15	14	15	16	17
16 金 城	821	811	776	785	768	798	820	829	820	769	727
	23	21	21	20	20	21	22	22	22	21	20
17 石 嶺	601	554	530	525	524	547	556	540	512	480	478
	16	15	15	15	15	15	15	15	14	14	14
合 計	11,262	10,874	10,366	10,091	9,764	9,932	9,874	9,883	9,796	9,736	9,787
	308	295	283	274	273	274	269	271	271	275	272

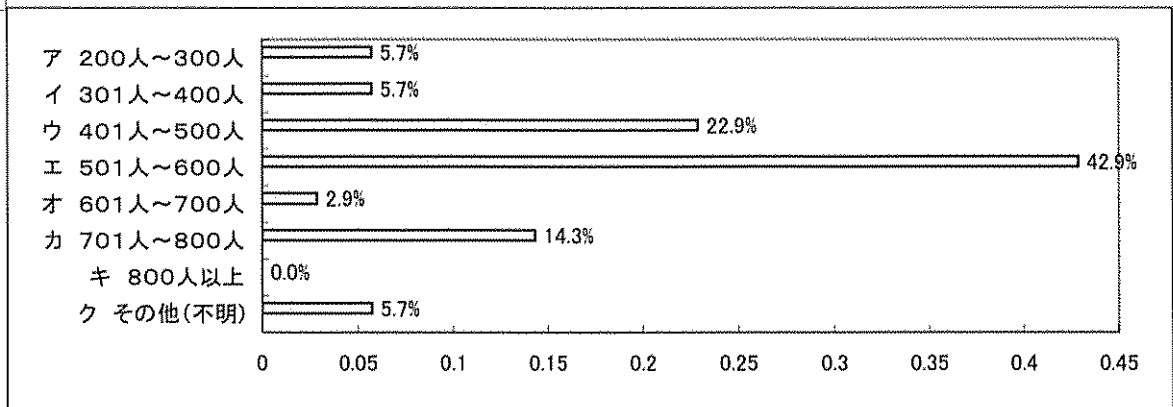


# 適正規模等に関する学校長意識調査集計結果

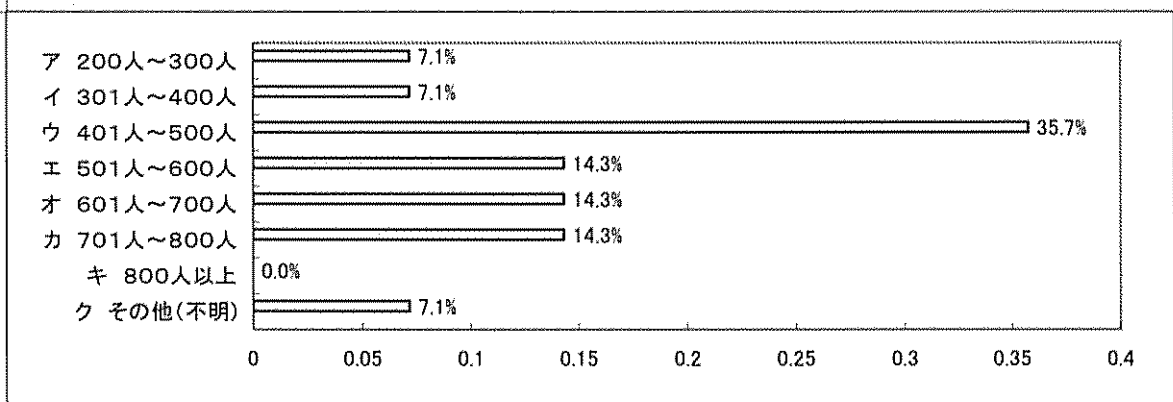
(平成13年12月21日調査)

① 校長としてどれくらいの児童生徒数が適正と考えるか。

## 小学校

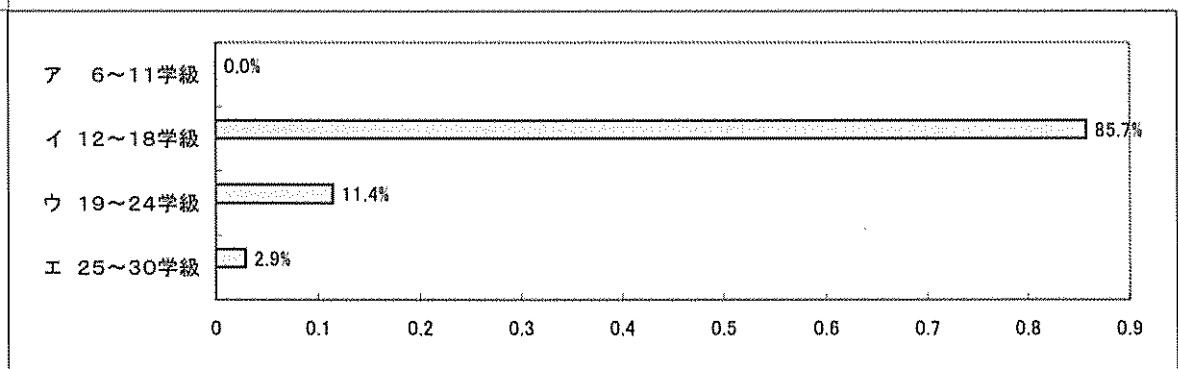


## 中学校

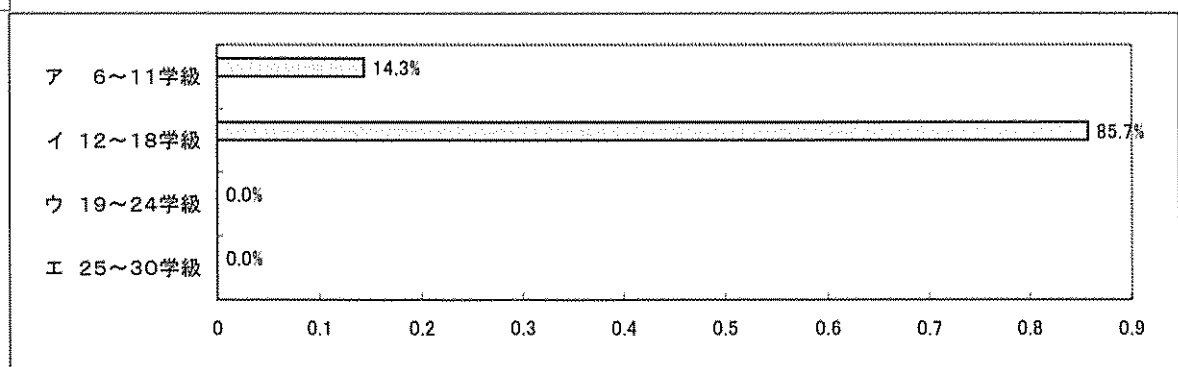


② 学校経営の観点から適正な学級数は、何学級と考えるか。

## 小学校



## 中学校



## 学校規模別のメリット・デメリットに関する意識調査のまとめ

学校規模別のメリット、デメリットに関する市立学校長・教職員の意識調査のまとめ

(平成13年12月21日調査)

	メリット	デメリット
小 規 模 校  (一 一 学 級 以 下)	① 《教育指導面》	① 《教育指導面》
	ア 教員が児童生徒一人一人の特性を把握し、個に応じた指導が容易である。	ア 児童生徒の切磋琢磨が少ない、集団生活になじみ難い、仲間からの刺激が少ない。
	イ 運動会や学芸会などの学校行事で出番が多く、児童生徒の達成感がえられる。	イ 児童生徒間でお互いの評価が固定化してしまう。
		ウ 運動会や学芸会などの学校行事で準備、出場、片付け等負担が大きい。集団演技が難しい。
		エ 同一学年で複数の教員による教科研究と教員相互の切磋琢磨がしにくい。
		オ 中学校では教員数が限定されるため、全教科の教員がえられない。
	② 《人間関係面》	② 《人間関係面》
	ア 個別的な生活指導ができる。	ア 学級の配置替えができないため、入学時から卒業時まで同一集団の中で過ごさなければならない。固定化された集団のなかでは、多様な経験を積む機会が少なくなり、社会性の育成には影響が考えられる。
	イ 家庭的な雰囲気、職員と児童生徒との人間関係の確立が容易である。	イ クラブ・部活動の数が少なく、児童生徒の多種多様な興味関心に十分応えられない。
③ 《学校運営面》	③ 《学校運営面》	
ア 教師や児童生徒の特性等の把握が容易である。	ア 一人の教員が分担する校務が増え、負担が大きい。TT加配、少人数配置等教員の配置が少ない。	
イ 教職員の意思疎通が図られ、共通理解が得やすい。	イ 教科研究や、外部の研究会や研修会に参加しにくくなり、教員の資質向上が図りにくい。馴れ合いも生ずる。	
ウ PTA・地域との協力が得やすい。	ウ PTA活動を担う保護者の固定化が起こりやすい。	

	メリット	デメリット
大 規 模 校  (二五学級以上)	① 《教育指導面》	① 《教育指導面》
	ア 児童生徒間の切磋琢磨がある。	ア 特別教室や学校図書館等の使用にも制限を受けるなど、ハード面での問題がある。(総合的な学習や選択教科に支障がある)
	イ 活気にみちた雰囲気がある。	イ 児童生徒一人一人の実態把握が難しく、個への学習指導が困難である。
	ウ 集団の相互作用による思考力の育成が図れる。	
	エ 多様な交流活動・学習形態の活性化が図れる。	
	② 《人間関係面》	② 《人間関係面》
	ア 学習や運動において競争心が培える。	ア 児童生徒と教師、児童生徒相互のふれ合いの機会が少なく、生徒指導の面に問題がある。
	イ 学級の編成替えができ、人間関係が広がる。	イ 教職員間の意見の調整や共通理解を図るのが難しく、生徒指導等に支障をきたす。
	ウ 教職員相互の競争意識を高めることができる。	
③ 《学校運営面》	③ 《学校運営面》	
ア 教員が校務分掌を円滑に遂行しやすい	ア 児童生徒が全教員を知ることが難しい。	
イ 職員構成上、年齢的にも多技にわたるため、豊富な経験を学校生活に生かすことができる。ゆとりのある活動、経営が可能である。	イ 災害時・緊急時などの場合、迅速な通報や誘導避難等安全管理に不安がある。	
ウ 中学校において、全教科にわたって適切な教員の構成が得られる。	ウ 休み時間や休憩時間などに運動場や体育館で児童生徒が自由に動き回れない。	
エ PTA活動の活性化につながる	エ 修学旅行や卒業式等、学校全体で行う行事等の運営面で支障がある。	

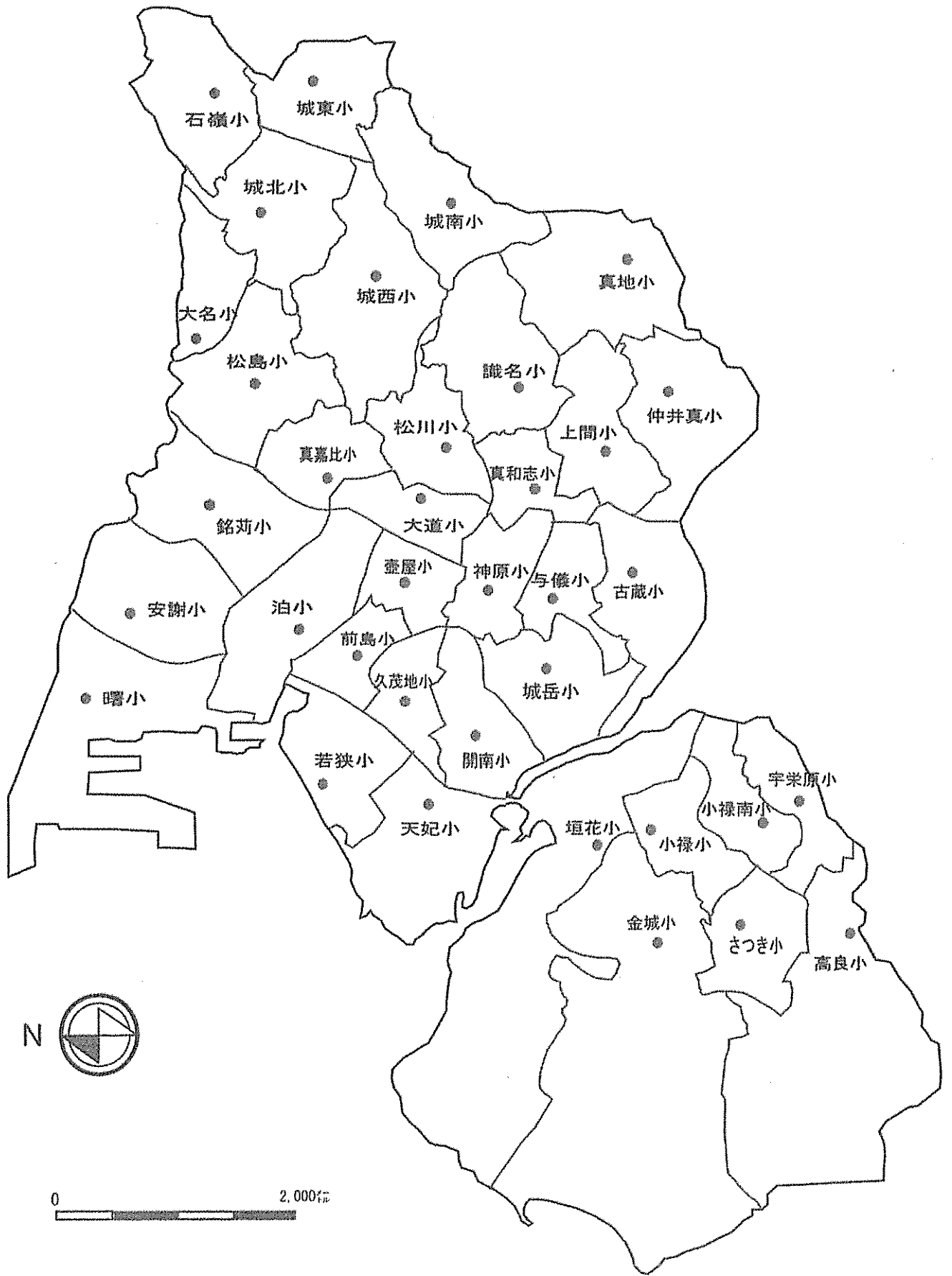
小学校建設経過一覧表 ◎校舎面積2千平方メートル以上 ○校舎面積千平方メートル以上2千平方メートル未満 △体育館 (年度：元号)

	S46以前	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17					
1									◎	◎	○																													
2										○△																														
3															◎	◎	○																							
4							△								◎	○																								
5											◎	△																												
6				△													◎																							
7							△			◎															○															
8				△											◎																									
9								△								◎																								
10								△	◎																															
11									◎	△																														
12									◎	△																														
13																																								
14									△	○	◎																													
15								△																																
16																																								
17																																								
18																																								
19																																								
20									△																															
21																																								
22																																								
23																																								
24																																								
25																																								
26																																								
27																																								
28																																								
29																																								
30																																								
31																																								
32																																								
33																																								
34																																								
35																																								

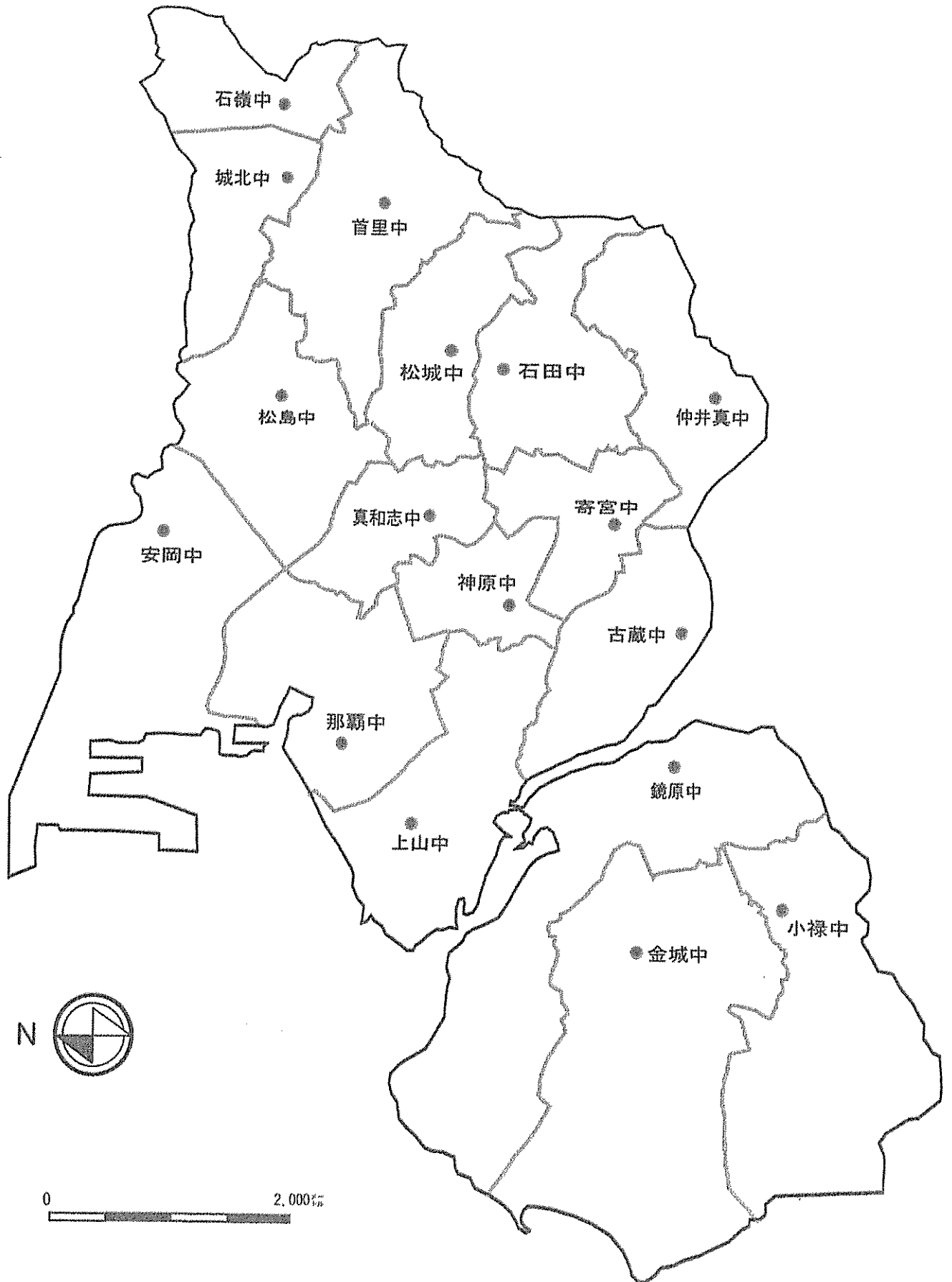
中学校建設経過一覧表 ◎校舎面積2千平方メートル以上 ○校舎面積千平方メートル以上2千平方メートル未満 △体育館 (年度：元号)

	S46以前	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17							
1 安岡中							△												◎																							
2 首里中										◎	◎	◎													△																	
3 真和志中					△					◎											△																					
4 石田中																	△								◎																	
5 那覇中											◎	◎	◎			△																										
6 上山中				△	◎																																					
7 神原中							○							◎	○																											
8 寄宮中																	◎									△																
9 古蔵中							△				◎	◎										○																				
10 小禄中							◎	◎	◎														△																			
11 松島中												◎																														
12 城北中							△																																			
13 鏡原中							◎																																			
14 松城中													◎△																													
15 仲井真中														◎	△																											
16 金城中															◎	◎△																										
17 石嶺中																																										

# 小学校指定通学区域図



# 中学校指定通学区域図



# 那覇市教育行政運営ビジョン

中央教育審議会等の答申などを見るまでもなく、複雑多様化する社会は、教育に対して様々な施策を求めている。そのことに対し那覇市教育委員会では、那覇市第3次総合計画に基づき「生涯学習社会の総合的推進」「幼稚園教育・学校教育の充実」「社会教育、スポーツ・レクリエーションの充実」「家庭教育の支援および青少年の育成」「伝統文化の保存・継承」と幅広い教育行政を展開している。

しかしながら、本市の置かれている財政状況は厳しく、依然として財政健全化は大きな課題である。教育行政においても、いわゆる「経営資源」を潤沢に投下できないのも事実である。従って、多様化・高度化した市民の教育ニーズに対応するためには、効率的で質の高い行政運営が当然のこととして求められ、その上で限られた経営資源を活用した、重点的な施策の展開がさらに望まれている。

## 第1節 教育行政運営ビジョン

教育委員会は、このような状況に鑑み、那覇市教育委員会の目指す教育行政運営の基本的方向性を示す「教育行政運営ビジョン」を策定した。この教育行政運営ビジョンは、教育委員会の教育の基本理念、教育の目標及び教育の方針並びに第3次総合計画の掲げる目標・計画を効率的かつ重点的に推進するための、中期的な「教育行政運営の基本的構想とその施策」として位置づけている。またこのビジョンは、経営改革アクションプラン等の市全体の方針等と整合性を図るものである。教育委員会の既定の各種方針等との関係については、本ビジョンがその上位にあるものとし、必要であれば、整合性を確保するため教育委員会の既定の方針等の見直しを行うこととする。

この教育行政運営ビジョンの実現を図るためには、教育委員会の総意をあげた取り組みが必要である。そのため、施策の進行管理体制の充実など、必要となる手段的事項等を本ビジョンにも組み込んでいる。

教育委員会は、「教育における不易と流行」とい

う理念を尊び、社会・時代の変化に応じた内容の見直しも図りながら、教育行政運営ビジョンの実現を目指していきたい。

### 1. 学校の自主・自律を支援する教育委員会を確立する。

学校においては、完全学校週5日制の下、ゆとりの中で「特色ある教育」を展開し、基礎・基本を確実に身につけさせることはもとより、「生きる力」を育むことが求められている。そのためには、各学校が自主・自律的に、地域の状況等に応じて、特色ある教育活動を実施する必要がある。

教育委員会は、学校の自主・自律の実現を図るため「学校を支援する教育委員会」という姿勢を明確にし、そのスタンスを確立する。

そのような観点から、次のような施策を着実に推進するものとする。

#### (1) 学校の自主・自律の支援

学校が、地域の教育機関として、家庭や地域のニーズに応じ、学校の判断によって自主・自律的に教育活動を展開することは社会の要望であり、それを支援するのが教育委員会の役割である。その、学校の自主性・自律性の確立を支援するため、関連する制度及びその運用や事業のあり方について見直し、改善を図る。

- ①開かれた学校の実現に向けた支援の実施
- ②特色ある学校づくり事業の拡充
- ③学校評議員制度の導入校の拡充
- ④学校業務のITの活用等による効率化の推進
- ⑤危機管理等における学校への支援
- ⑥予算編成・執行等の学校裁量権の拡充
- ⑦中高一貫教育等の導入

#### (2) 学校の自主・自律に向けた教職員人事等のあり方の見直し

学校長が、自らの教育理念や教育方針に基づいて、特色ある教育活動を展開することを推進するためには、教職員配置への校長意見の反映、教職員の資質向上などの人的支援が必要であり、その



関連する施策を推進する。

- ①教員人事における内申権の実効性の確保
- ②管理職を含めた教職員の適材配置(民間校長の導入などを含む。)
- ③研修の充実等による教職員の資質向上(異業種体験研修等)
- ④幼稚園園長のあり方の見直し(主任教諭の園長職位置づけ等)

## 2. 教育を専門とする行政機関としての役割を発揮する。

学校・家庭・地域における教育の役割の重要性は、近年とみに高まっており、学校教育・社会教育への市民の期待はますます膨らんでいる。

教育委員会は、教育行政を専門に所管し、独立した権限を有する行政機関として、今日的課題に対し、主体的に役割を発揮する。

そのため中央教育審議会を始めとする各種審議会等の答申等に対しては、その趣旨を勘案するとともに、本市の実情等に照らし、必要であれば積極的に対応する。

そのような観点から、次のような施策を積極的に推進するものとする。

### (1) 障害等を持つ子どもへの対応

個々に障害を持つ幼児児童生徒に対しては、個々の可能性を最大限に伸ばし、積極的な社会参加・自立に向けた取り組みを展開し、生きる力を育成する教育が求められている。また学校・地域は、障害に対する理解と認識を深める必要があり、その実現に向け施策を実施する。

- ①障害を持つ幼児児童生徒の普通学校受け入れに関する諸制度の確立
- ②学習障害等(LD・ADHD等)への対応の充実
- ③バリアフリー化された施設での受入の確立及び施設整備

### (2) 国際化社会を生きる子どもへの対応

21世紀を生きる子ども達に対しては、国際化が進展する中、世界的な視野を育むことが求められている。世界の平和と発展に貢献できる態度と能力を身につけた子ども達の育成を期して、国際理解教育を推進する。

①英語指導員の効果的活用

②外国人子女・帰国子女等の指導者派遣事業の充実

③交流事業の推進

### (3) 環境教育・環境学習の充実

環境問題は、地球的規模での課題でもあり、那覇市においても切迫した課題である。この課題の解決は、根本において教育の力にまつべきものであり、子ども達の未来のために、学校・地域ぐるみの環境教育・環境学習の充実を図る。

①環境教育推進プログラムの策定

②環境に配慮した学校の実現

③環境学習の推進

### (4) 「子どものための開かれた学校」づくりの推進

子ども達のよりよい教育のためには、学校教育に広く地域や社会を取り込むことが必要となっている。学校教育の目的を達成するため、市民との協働の視点にたち子ども達のための開かれた学校を推進する。

①学習支援ボランティアネットワークの構築

②地域伝統文化及び地域人材等の学校教育への導入

③地域交流施設の活用推進

④高齢者や障害者等との福祉体験交流活動の推進

⑤社会教育機関等との連携事業の実施

### (5) 子どもの「居場所」づくりの推進

不登校や問題行動を起こす子ども達への対応は、指導・相談等と併せて、学校等への復帰に向けた「居場所」をつくることが重要である。そのため施策を推進する。

①関係機関による「不登校対策委員会」の充実

②民間施設の実体を踏まえたフリースクール制度の調査・研究

③相談機能の一元化による充実と連携システムの構築

④青少年センターの指導機能の充実と育成機能の確立

⑤学校内の居場所の確保と生徒指導活動の充実

### (6) 子育て支援の充実

安心して生み育てる社会の構築に向けて、公立

幼稚園のもつ教育機能を活かすためには、幼小・幼保連携、地域の子育て支援等を推進する必要がある。そのため従来の制度や枠にとらわれることなく、施策を推進する。

- ①預かり・一時預かり保育の実施
- ②2年保育のモデル事業の実施
- ③子育て支援機能の制度的確立
- ④幼保連携・一元化の推進

#### (7) 学校の適正規模等の推進

少子化及び都市構造の変化がもたらす人口の偏在等による、学校間格差の解消及び教育の機会均等の実現を図るため、及びよりよい教育環境の確保に向けた少人数学級の実現を図るため、次の施策を推進する。

- ①学校の適正規模・適正配置計画の策定・推進
- ②少人数学級導入に関すること
- ③その他これらに類する事業の推進

### 3. 市民の目線に立った教育行政サービスを展開する。

教育委員会は、教育における「最大のサービス産業」であるとの認識を前提に、学社融合の理念を踏まえ、教育的観点を重視しつつ市民の感覚・目線に立脚した行政サービスを、教育行政において展開する。

そのような観点から、市民が求め満足する教育施策の充実強化を図るため、次のような施策を積極的に推進するものとする。

#### (1) 「地域のための開かれた学校」の推進

地域に開かれた学校の推進は、家庭・地域教育力の向上に繋がり、学校教育を補完するものであり、かつ市民サービスの向上でもある。地域コミュニティ及び地域の生涯学習の拠点として「地域のための開かれた学校」を積極的に推進する。

- ① 学校体育施設開放のあり方の見直し(より地域に根ざした開放の検討・総合型地域スポーツクラブの導入)
- ②地域連携施設等の開放を目的とする施設の利用促進
- ③図書館等特別教室の地域開放のモデル実施
- ④教職員の地域参画(機能開放)の推進
- ⑤空き教室の積極的活用
- ⑥学校区をエリアとするコミュニティの総合的

#### 推進

#### (2) 社会教育施設の行政サービスの再構築の推進

社会教育施設は、直接市民にサービスを提供する部門である。そのサービスの提供のあり方について、「時間延長等の利便性の向上を図る」「運営に市民との協働の視点を取り入れる」など、サービスの量と質の再構築を図る。

- ①図書館の開館日・時間の拡充と市民協働の施策の導入・充実
- ②地域コミュニティ育成重視の観点から公民館のあり方の見直し
- ③壺屋焼物博物館の内容充実と市民協働の施策の充実
- ④社会体育施設の委託の実施と円滑な移行
- ⑤文化財関連施設の管理運営に関する市民協働の施策の充実

### 4. 一般行政との連携・調和の進展

現在の複雑多様化した社会において、教育目的を達成し、かつ本市の行政目的を効果的に達成するためには、市として整合性を持った総合的な行政運営が求められている。

教育委員会は、他部局との施策の調和を教育的観点から図り、連携を進めることにより自治体としての総合行政を推進し、各種施策の効果を高めるものとする。

そのような観点から、次のような総合的行政施策を積極的に推進するものとする。

#### (1) 福祉行政との連携

就学前幼児及び学童クラブへの対応等やその効果的施策の展開は、福祉行政と一体となった取組が不可欠であり、連携・調和を推進する。

- ①幼稚園と保育所との連携、幼保一元化の推進
- ②空き教室の福祉施設へのモデル的利用
- ③組織一元化等の総合的推進体制の確立

#### (2) 文化・観光行政との連携・調和

歴史・文化の保存と継承、市民文化の創造は、文化財保護行政と、市長部局で所管する文化行政との連携・調和が必要である。また、観光の振興のためには、文化財の観光資源としての活用を図る必要がある。文化行政の一元化を推進する。

- ①教育資源・観光資源としての活用の促進
- ②文化行政組織の一元化の推進

### (3) その他一般行政等との連携・調和

地域コミュニティの育成は、市長部局においても重要な課題として取り組まれているが、教育行政の担う役割も重要であり、さらには地域教育力の育成という教育目的にも合致する。従って、広く一般行政との連携・調和を推進する。

環境問題の解決は、地球的な課題でもあり、本市として緊急の課題でもある。その実現を、根本において支えているのは教育であり、従って21世紀を生きる子ども達のために、環境行政との連携を推進する。生涯学習社会の構築は、教育委員会の所管する学校教育・社会教育行政分野が主体となるが、全市的取組が必要であり、連携を推進する。

産業の発展振興は、その土台となる人材の育成によるところが大きい。また、壺屋焼物博物館は、博物館としての教育目的以外にも伝統工芸・産業の振興という側面を有するため、教育行政と経済行政との連携の方策を検討する。また市民参加・協働型行政の実現は、行政のパートナーとして大きな役割が期待されている市民や、自治会、NPO、ボランティア団体等との積極的な連携が必要である。その育成や連携の方策を検討し推進する。

- ①教育機関と市長部局所管施設との有機的連携システムの構築（公民館・児童館・老人憩いの家・勤労青少年センター・女性センター、支所、福祉施設・伝統工芸館等の連携によるコミュニティ育成施策の効果的展開の検討、地域行政施設長連絡会等の組織の拡充）
- ②市長部局所管のスポーツ施設の管理一元化
- ③その他これらに類する事業の推進
- ④上記施策の総合的推進体制の確立

### 5. その他必要事項

教育委員会は、上記ビジョンを実現するため、教育行政運営について経営的手法・視点の導入を行う。

そのような観点から、次のような事項についても積極的に推進するものとする。

#### (1) 教育行政運営における経営的手法の導入

- ①マネジメントシステムによる施策進行管理手法の積極的導入
- ②成果志向を基にした経営資源の取捨選択によ

る効果的な配分

- ③各種委託業務の円滑な実施
  - ④自助努力等ビジョン実現に必要な経営資源の捻出・還元
  - ⑤その他これらに類する事項の推進
- (2) 教育委員会組織定数中長期方針及び人材育成方針の策定
- ①簡素で効率的な組織体制に向けた組織編成、定数管理の方向性の確立
  - ②質の高い教育行政サービス実施の実現等に向けた人材育成方針の確立
- (3) 各種施設建設計画の再考及び新規施設計画の検討等

既存の教育施設及び今後の計画については、開かれた学校の推進及び各種施設の有機的連携に伴い、そのあり方・役割を再考する必要がある。また、ビジョンに基づく施策実現のために、既存の教育機関の機能の見直しも必要である。従って、財政状況を鑑みながら、次のことを推進する。

- ①社会教育施設整備計画の再考
  - ②スポーツ施設整備計画（答申）への対応・スポーツ振興計画の策定
  - ③教育研究所の相談・研究・研修機能の見直し
  - ④青少年センターの機能の見直し
  - ⑤学校給食施設整備計画策定・実施
  - ⑥その他新規施設建設計画等の点検
- (4) 今後の教育施設建設の方向性の確立
- ①学習方法、指導方法に対応できる施設の推進
  - ②ゆとりと潤いと文化性を備えた施設の推進
  - ③地域・社会に開かれた施設づくりの推進
  - ④環境と人に配慮した施設の推進
- (5) その他
- ①その他教育委員会は、本ビジョンの実現に関し、既定の各種方針等も踏まえ、必要と認める施策について適宜実施する。
  - ②本ビジョンは説明責任と情報公開の理念を踏まえ推進する。

（平成14年7月25日教育委員会議決）

これまでの経緯・これからの予定

平成14年	6月	那覇市立学校適正規模等審議会への諮問 (立学校適正規模、適正配置、通学区域等について)
平成15年	9月	那覇市立学校適正規模等審議会からの答申 (立学校適正規模、適正配置、通学区域等について)
平成16年	6月	那覇市立学校適正規模等審議会への諮問 (通学区域制度の具体的方策等に関する事について)
平成17年	1月	那覇市立学校適正規模等審議会からの答申 (通学区域制度の具体的方策等に関する事について)
	5月	第1回那覇市立学校適正配置検討委員会の開催 (那覇市立学校適正配置基本方針、計画に関する事項について)
	7月	第5回那覇市立学校適正配置検討委員会の審議 (那覇市立学校適正配置基本方針素案のまとめ)
	7月	那覇市教育委員会会議での協議 (那覇市立学校適正配置基本方針素案について)
	9月	那覇市立学校適正配置基本方針(素案)の公表及び意見募集 期間 : 3カ月間
平成18年	3月	第10回那覇市立学校適正配置検討委員会の審議 (那覇市立学校適正配置基本方針の決定案のまとめ)
	3月	那覇市教育委員会会議での議決 (那覇市立学校適正配置基本方針の決定について)
	4月	市民・団体意見と市教育委員会の考え方・対応の公表 那覇市立学校適正配置基本方針の公表
	5月以降	那覇市立学校適正配置検討委員会の審議 (那覇市立学校適正配置計画に関する事について)

那覇市立学校適正配置基本方針

平成18年3月

那覇市教育委員会生涯学習部総務課

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川2-8-8

TEL (098) 853-5757